財産評価基本通達による株価算定ルール

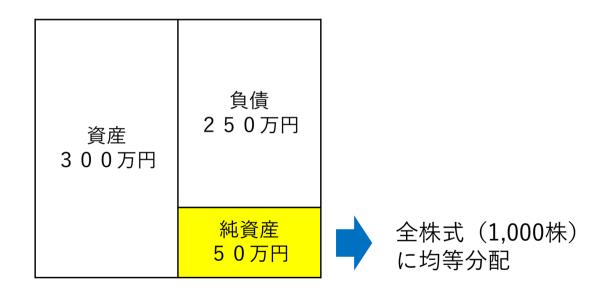
(参考資料)

- 1 原則的評価方式 (同族株主等が取得した株式の評価)
- (1) 評価方法
 - D 類似業種比準方式 発行会社と事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準して、株式 の価額を算定する方法
- ② 純資産価額方式 発行会社の純資産価額(時価ベース)を発行済株式数で除して、株式の価額を算定する方法 (2)会社の規模別の評価方法
 - ① 上場会社に匹敵するような大会社の株式 :類似業種比準方式(純資産価額方式も可)
 - ② 大会社と小会社の中間にある中会社の株式 : 併用方式(純資産価額方式も可)
 - ③ 個人企業とそれほど変わらない小会社の株式:純資産価額方式(併用方式も可)
- 2 特例的評価方式 (同族株主等以外の者が取得した株式の評価)
 - 配当還元方式(原則的評価方式も可)

※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。

計算例①

税制適格ストックオプションを付与する期の 直前期末のB/S(相続税評価(時価)ベース)

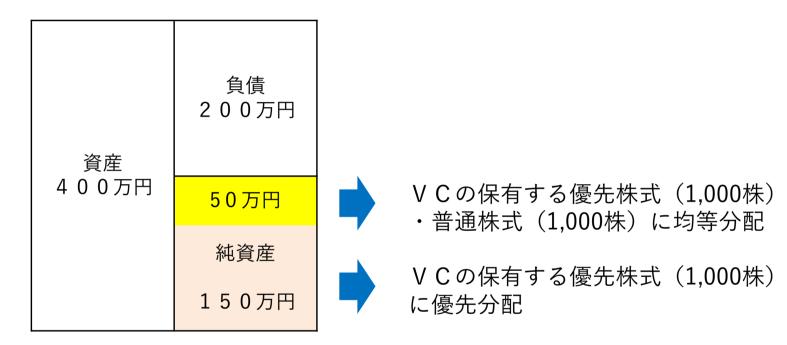


●財産評価基本通達の例により算定した 1株当たりの株価(セーフハーバー)

【純資産価額方式の場合】 50万円÷1,000株=500円

計算例②

税制適格ストックオプションを付与する期の 直前期末のB/S(相続税評価(時価)ベース)



●財産評価基本通達の例により算定した1株当たりの株価(セーフハーバー)

【純資産価額方式の場合】

・優先分配分 : 150万円÷1,000株=1,500円 ・均等分配分 : 50万円÷2,000株= 250円

・普通株式の価額: 250円・優先株式の価額: 1,750円